

条例の制定・改正

一部改正(原案可決)

南九州市温泉センター条例

浴室使用料及びプール使用料の規定を改正する。
入浴料金について、大人 12 歳以上 390 円を 420 円に、65 歳以上と障害者手帳をお持ちの方 220 円を 250 円に改正するとともに、回数券等の料金を引き上げる。

～ 討 論 ～

入浴料金の引上げであり、物価高騰等で市民生活が大変になっており、市民生活を追いやることから反対する。

南九州市出生祝金支給条例

子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子育て支援の充実に資するため、祝金を増額することに伴い所要の改正をする。

現行出生児 1 子につき 3 万 7,390 円を令和 5 年 4 月 1 日 出生から、第 1 子及び第 2 子に 5 万円、第 3 子以降に 10 万円を支給する。

南九州市国民健康保険条例

子育て支援の強化対策の一環として出産育児一時金の額を改正する。

1 分娩当たり 40 万 8 千円から 48 万 8 千円にする。

～ 委員 から ～

問 国は 50 万円の支給と言っているが、差額の 1 万 2 千円の支給は。

答 産科医療補償制度の保険があり、医療機関で出産した場合に 1 万 2 千円が加算される。鹿児島県は全ての医療機関が保険に加入しているので 50 万円の支給となる。

その他の条例

- ・南九州市議会委員会条例
- ・南九州市課設置条例等
- ・南九州市子ども・子育て会議条例
- ・南九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・南九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・南九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・南九州市長等の給与等に関する条例
- ・南九州市議会議員の議員報酬等に関する条例
- ・南九州市国民健康保険税条例
- ・南九州市景観条例

制定(原案可決)

南九州市中小企業・小規模企業振興条例

中小企業等の振興に関する基本理念等を定めることに伴い条例を制定する。

行政や市民、中小企業、関係団体が一体となって、地域内の経済循環を促していく。

～ 委員 から ～

問 条例を定めたことによる効果の事例は。

答 あくまで基本理念を掲げた条例であり、中小企業の振興発展に向けた今後の施策を投じていく。

南九州市アドベンチャーパーク森のかわなべ条例

南九州市アドベンチャーパーク森のかわなべを設置することに伴い条例を制定する。

～ 委員 から ～

問 利用料の団体割引は。

答 グループパスポートという形で、4 名 1 組を 1 万円で設定している。

問 スタッフは特別な資格が必要か。

答 資格は必要ないが、実務をするうえで必要な座学と実技の講習は受けている。

～ 討 論 ～

団体や小学校の遠足で利用する際の団体割引の検討をした上で提案が必要であり、反対する。



南九州市アドベンチャーパーク森のかわなべ

その他の条例

- ・南九州市個人情報情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例